

姫 監 公 表 第 6 号

令和 3年 3月 26日

姫路市監査委員	甲 良 佳 司
同	芝 野 稔
同	酒 上 太 造
同	駒 田 か す み

令和2年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

- 1 財政局定期監査結果報告書
- 2 観光スポーツ局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 建設局（前期）定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書

令和2年度 財政局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

財政局

税務部 主税課、市民税課、資産税課、納税課

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク点検シート、リスク評価シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和2年11月9日から令和3年2月2日まで

2 監査の結果

監査の結果、次に指摘する事項を除き、おおむね良好に処理されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 市税収納事務（納税課）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
納期の到来している未収金については、早期徴収に努められたい。

イ その他収入関係事務（納税課）

この事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

なお、延滞金の調定対象については、従来、納付があった分のみとしていたところ、令和2年度から本税納付により確定した分全てに変更したものである。